# 第6次福知山市行政改革大綱

平成27年12月

福知山市

# はじめに

本市は、現在、将来を見据えたまちづくりの指針となる「未来創造 福知山」の策定を進めています。また、全国的に人口減少とそれに伴う急激な少子高齢化や過疎化が進行し、国と地方が一体となって地方創生・人口減少克服という課題に正面から取り組もうとしている中、本市においても平成27年10月に「福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生総合戦略」を策定し、中・長期にわたり本市に影響を及ぼすこれらのピンチをチャンスに変えるべく取組を推進することとしています。

一方で、1市3町合併から10年を迎えて普通交付税の合併後特例期間の満了に伴う縮減が始まる中、大規模水害を受けての総合的な治水対策の実施や公共施設の更新問題への対応、公立大学の開学といった本市の将来のための様々な財政需要が控えており、これまでにも増して堅実・着実な財政運営を進めていく必要があります。

そのため、新たに平成28年度を初年度とする「第6次福知山市行政 改革大綱」を策定することとしました。

新たな大綱は、「未来創造 福知山」に掲げるビジョン実現に向けた取組の実効性を行財政運営面から担保し、子や孫、その子どもたちに大きな負担を背負わさず、多様性あふれる福知山市の継承をめざすものであり、改革のテーマを「次世代へつなぐ新たな改革」と定めました。

また、本大綱では、市民力や地域力を活かした「市民協働」を大きな 柱として改革を進めていくこととしています。市民が真に必要とするニ ーズに的確に応えるために行政と多様な主体が連携・協力・実践する中 で、自分たちの地域は自分たちの力で魅力的な地域にしていくといった 持続可能なまちづくりを実現していかなければならないと考えています。

本大綱を指針とし、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、「次世代」の「新たな福知山市」への「かけはし」となる行政改革を着実に実践してまいります。

平成27年12月

福知山市長 松山 正治

# 目 次

第1 これまでの行政改革の取組と本市の課題	
1 これまでの行政改革の取組	1
2 本市をとりまく社会経済情勢	5
3 本市の行財政運営の課題	6
第2 新たな行政改革の取組にあたって	
1 新たな行政改革の必要性と基本的な手法	
2 改革の目的とテーマ	11
3 第6次行政改革大綱の位置付け	
4 計画期間	12
第3 改革の基本方針	
1 改革の基本方針	13
2 取組事項	
(基本方針1)	
市民協働による改革(協働による地域経営の推進)	14
(基本方針2)	
行政経営の改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進)	15
(基本方針3)	
財政経営の改革(持続可能な財政基盤の構築)	16
(基本方針4)	
人材育成・組織改革(課題への対応力を強化する体制づくり)	17
3 目標設定	18
4 実施計画の進捗管理	
第4 改革の推進体制	
1 推進体制	25
2 福知山市行政改革推進組織図	
3 市民とともに改革を進めるために	
第5 資料	
- 河ン・兵 17 福知山市行政改革推進委員会規則	26
福知山市行政改革推進本部設置要網	
第6次福知山市行政改革推進委員会委員名簿	
第6次福知山市行政改革推進委員会委員石海	
为0人借外以10人以以千人制象是性恩	

# 第1 これまでの行政改革の取組と本市の課題

# 1 これまでの行政改革の取組

# (1) これまでの取組

本市の行政改革の本格的な取組は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現のため、昭和60年度に庁内で「福知山市行政改革推進本部」を、市民各層からの代表による行政改革の審議を行う「福知山市行政改革推進委員会」を設置して「第1次行政改革大綱」を策定し、組織機構、事務事業の見直しなどを行ったことから始まりました。

その後、平成7年度に「第2次行政改革大綱」、平成12年度に「第3次行政 改革大綱」、平成18年度に「第4次行政改革大綱」を策定し、時代に即した行 政課題の解決のため、継続した改革の取組を進めてきました。

現在は、平成23年12月に策定した「第5次行政改革大綱」に基づく取組を 推進しています。

# (2) 第5次行政改革の成果と課題

第5次福知山市行政改革大綱は、「行政を経営する」という概念を基本とした 行革大綱であり、行財政運営の指針として、経営資源等(経営資源・提供主体・ 提供方法)の最適配分により価値ある行政サービス<sup>1</sup>を提供するための仕組みを 構築するとともに、「量の改革」と「質の改革」を両立させることにより、自律 的かつ継続的な都市経営(行政経営・地域経営)を推進し、市民満足度の向上を 目的として平成23年12月に策定しました。

計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間として、「行政サービスの最適化による、さらなる市民満足度の向上~創造的改革への挑戦~」を改革のテーマに掲げ、「量の改革」と「質の改革」の両立を目指して、4つの基本方針に基づき16項目の取組を定め、144項目の具体的な取組を定めた実施計画を併せて策定し、進行管理を行ってきました。

計画期間においては、財政健全化指標である「将来負担比率<sup>2</sup>」は平成26年度では平成23年度と比較すると33.8ポイント改善し105.5%となり、定員適正化による人員削減は平成27年4月現在で累計36人の削減を達成し、公共施設マネジメント基本方針(公共施設延床面積を30年で約4割20万㎡削減)及び基本計画(公共施設延床面積を10年で約2割10万㎡削減)の策定を行いました。また、毎年、市民・学識経験者等で構成する「福知山市行政改革懇話会」に進捗状況の報告や意見交換を行うとともに、「広報ふくちやま」や市のホームページで市民の皆様にお知らせしてきたところです。

取組項目の中には、既に目標以上の成果を挙げたものや、目標達成に向け着実に進行している項目がある一方で、時間外勤務の縮減や使用料の見直し等、計画通り進捗していない項目もあります。

今後も引き続き取り組む必要のある項目については、漏れなく次期大綱へ継承 する必要があります。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 行政サービス:公共サービスのうち行政が行うべきもの。公共サービスとは、市民が、日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすためのサービスで、電力、鉄道等の民間により提供されるサービスも含む。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 将来負担比率:地方公共団体の地方債の残高(地方交付税で措置される額を除く)や、出資団体等への負担金など将来負担する可能性のある負債の残高が、当該団体の財政の規模に対してどの程度あるかを示した指標。3 50%を超えると財政再建計画を策定する必要がある。

【図表1】第5次行政改革の平成27年度末進捗見込み

区分		計	画及び実績	(見込み)	[単位:千	円]	ž	Eの実施率	[単位:%	b]
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	全体計画	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
時代のニーズに即応した効率的	計画	35,210	74,995	120,316	169,656		※上段:実統	漬/計画・下具	设:実績累計	/全体計画
で効果的な行政経営の推進 ~行政運営の改革~	実績	31,993	68,909	97,068	136,701		90.9%	91.9%	80.7%	80.6%
211政連呂の改革2	実績累計	31,993	100,902	197,970	334,671	400,177	8.0%	25.2%	49.5%	83.6%
持続可能な財政基盤の確立	計画	430,991	552,238	638,020	837,260					
~財政運営の改革~	実績	969,129	1,086,332	1,308,136	1,152,695		224.9%	196.7%	205.0%	137.7%
	実績累計	969,129	2,055,461	3,363,597	4,516,292	2,458,509	39.4%	83.6%	136.8%	183.7%
経営力を強化する体制づくり	計画	18,087	27,849	39,834	60,559					
~組織・人材の改革~	実績	19,125	34,285	46,585	67,133		105.7%	123.1%	116.9%	110.9%
	実績累計	19,125	53,410	99,995	167,128	146,329	13.1%	36.5%	68.3%	114.2%
協働と連携による行政経営の推	計画	20,170	25,788	41,438	49,789					
進 ~市民協働による改革~	実績	13,454	19,419	15,701	11,515		66.7%	75.3%	37.9%	23.1%
で同民励圏による以中で	実績累計	13,454	32,873	48,574	60,089	137,185	9.8%	24.0%	35.4%	43.8%
	計画	504,458	680,870	839,608	1,117,264					
合計	実績	1,033,701	1,208,945	1,467,490	1,368,044		204.9%	177.6%	174.8%	122.4%
	実績累計	1,033,701	2,242,646	3,710,136	5,078,180	3,142,200	32.9%	71.4%	118.1%	161.6%

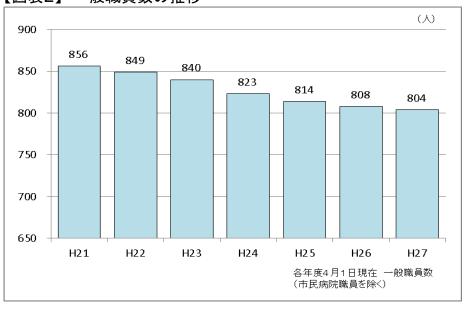
# ア 一般職員数

第5次行政改革では、人口千人当たりの一般職員数を、合併前の旧福知山市の数値以下(10.1人/千人)とするため、5年間で35人の削減を目標にしていました。平成27年4月現在で累計36人の削減を行い、目標を達成したところです。

※削減人数は、市民病院職員を除いた職員数である。

※消防職員を除く削減実績は、48人である。

# 【図表2】一般職員数の推移



# イ 将来負担比率

将来負担比率は、地方財政健全化法の自治体の財政をチェックする指標の一つであり、市が発行する借金である地方債(市債)のうち地方交付税で措置される分を除いた市の実質的な市債残高など将来支払う可能性のある負担額を指標化したもので、この比率が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が大きいことを示します。

今後の財政運営に当たり、有利な地方債の活用と適切な償還管理などにより、 4年後の本指標を平成22年度数値156.5%以下となるよう目標設定を行い、平成26年度末には105.5%と大幅に改善されています。

# 【図表3】 将来負担比率の推移



# ウ 実質公債費比率7

地方債(市債)は、後年度に償還金が生じますが、その地方債の目的に応じて、償還金の一定割合が地方交付税に加算措置される仕組みとなっており、このような地方債を一般的に「地方交付税措置のある地方債」といいます。そのうち、合併市町村が延長措置により15年間(10年間から15年間に延長)に限って発行できる合併特例債<sup>8</sup>や、旧三町地域の振興のために発行できる過疎対策事業債<sup>9</sup>などは、償還金の7割が地方交付税で措置されます。

事業執行に当たって市債発行を行う際には、このような有利な地方債を活用するよう極力努めています。また、既に発行した市債の繰上償還を適宜実施する中で、市の一般財源に占める公債費負担の割合を示す実質公債費比率についても徐々に改善されています。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 将来負担額:普通会計の地方債残高、債務負担行為額、他会計の元金償還に対する繰入見込額、退職手当支給 予定額、三セク等関係団体の赤字等への負担見込額ほかを合計した額のこと。

<sup>4</sup> 充当可能基金:将来負担額に充てることが可能な基金のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 基準財政需要額:普通交付税の算定に用いられるもので、その団体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 標準財政規模:その団体で標準的に収入し得る経常的な一般財源の大きさを表す数値のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 実質公債費比率:地方公共団体の公債費負担の割合を示す指標。公債費及び公営企業等に対する公債費に係る繰出金などのうち、地方交付税で措置される額を除いた実質的な公債負担が、経常的な一般財源に対して占める割合を示したもの。

<sup>8</sup> 合併特例債:合併した市町村が、合併後15年度に限り新しい市町村建設計画のための事業に発行できる地方債。当初、合併後10年度間だったものが、延長措置により、合併後15年度間、発行可能となった。後年度の償還金の70%が地方交付税で措置される。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 過疎対策事業債:法律により過疎地域指定を受けた地域の振興のための事業に発行できる地方債。合併特例債と同様に後年度の償還金の70%が地方交付税で措置される。本市では旧三町地域の全域が指定されている。

# 【図表4】 実質公債費比率の推移



・近隣市等の状況(平成26年度決算速報より)

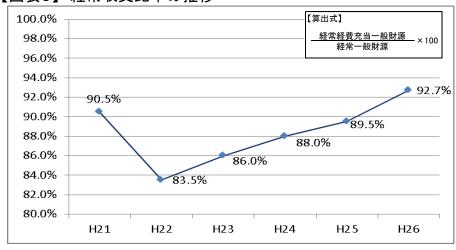
舞鶴市	10.3%	京丹後市	13.4%
綾部市	13.4%	南丹市	13.9%
宮津市	15.1%	府内 14 市平均	8.6%
亀岡市	11.4%	全国市町村平均	8.0%

# エ 経常収支比率10の状況

平成23年度には86.0%であった経常収支比率が、一般財源等の伸び以上に経常的経費が増加したことにより、平成26年度は92.7%と上昇しています。また、地方交付税の合併算定替加算<sup>11</sup>を除けば26年度は95.6%であり、本来の交付税額(一本算定)となることを見越すと義務的な行政サービスで一般財源をほぼ使い果たしている状態です。

現在のところ、府内14市の平均より低い値を維持していますが、年々進行している財政の硬直化を防ぐためには、第6次行革では目標を定め、改善に取り組む必要があります。

【図表5】経常収支比率の推移



<sup>10</sup> 経常収支比率:地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に、市税や普通交付税などの経常的な一般財源がどの程度充当されているかを表し、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示す。

<sup>11</sup> 合併算定替加算:合併団体に対し地方交付税を増額加算する特例制度。合併後10年間は合併した旧団体ごとに算定される地方交付税の額を保証され、その後5年間で段階的に加算額が減額される。特例期間終了後は、一つの団体として通常の算定方法により地方交付税が算定(一本算定)される。本市は28年度から減額される。

#### ・近隣市等の状況(平成26年度決算速報より)

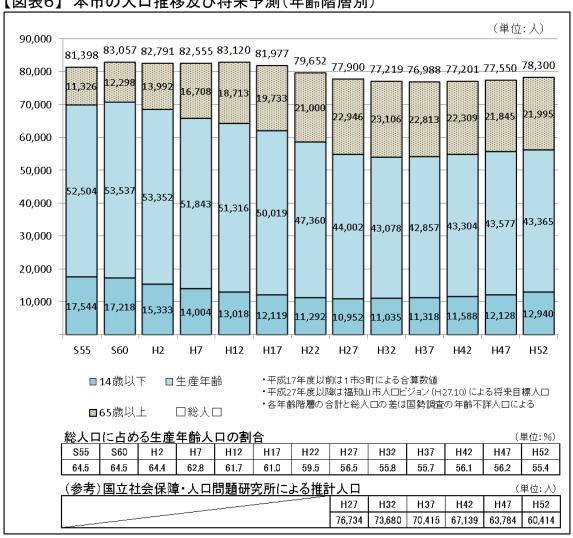
舞鶴市	96.4%	京丹後市	87.0%
綾部市	90.2%	南丹市	91.9%
宮津市	97.3%	府内 14 市平均	94.7%
亀岡市	97.7%	全国市町村平均	91.3%

# 2 本市をとりまく社会経済情勢

# (1) 経済情勢の停滞と人口減少の進行

景気回復が謳われていますが、地方では厳しい状況から脱却していない状況 です。また、生産年齢人口(15~64歳)の減少により、経済規模が縮小し、 税収も減少することが懸念されます。

# 【図表6】本市の人口推移及び将来予測(年齢階層別)



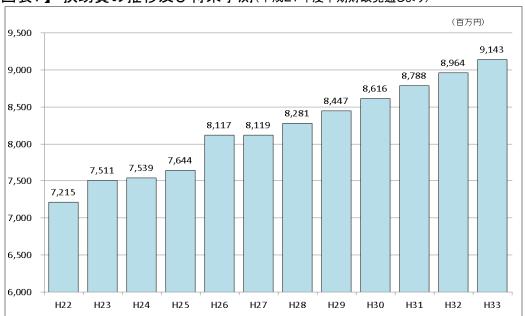
# ・近隣市等の平成27年度生産年齢人口割合

舞鶴市	56.8%	京丹後市	52.9%
綾部市	51.3%	南丹市	56.7%
宮津市	50.6%	府内14市	58.3%
亀岡市	60.8%	全国	60.7%

※国立社会保障・人口問題研究所による推計人口

#### (2) 社会保障関係費の増大

高齢化に伴う高齢者の医療、介護等に係る費用や子育て支援に係る費用など 社会保障費(扶助費)は、今後も一層増加することが見込まれます。



【図表7】 扶助費の推移及び将来予測(平成27年度中期財政見通しより)

# (3) 多様化・高度化する市民ニーズ

地方分権型社会の構築に向けた政策の推進等により、暮らしに密着した多岐にわたる市民ニーズや地域課題等へのきめ細かな対応が求められる中で、自分たちの地域の課題を自発的に解決していこうとする市民など、新しい行政サービスの担い手が持つ意欲や活力を、まちづくりに活かす仕組みを構築する必要があります。

#### 3 本市の行財政運営の課題

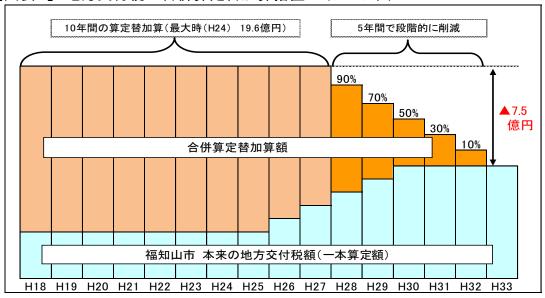
# (1) 合併による財政支援の特例期間の終了

現在本市は、地方交付税の合併算定替加算措置や有利な地方債である合併特例債の発行など、合併による財政支援策を活用しています。合併以後10年間の特例期間が平成27年度に満了し、その後の5年間の激変緩和措置期間において段階的に地方交付税の特例分が縮減され、平成33年度には新市の規模で算出した本来の交付税額(一本算定)となります。

第4次及び第5次行政改革においては、合併算定替の特例期間の終了を念頭に、縮減額を確保するべく削減額の目標を設定し、達成したところでありますが、扶助費、物件費等の伸びも著しく、経常収支比率の悪化にも見られるように、災害等の不測の事態に対応できる余力のある財政状況であるとは言えません。

このため、一本算定化により地方交付税が平成26年度対比で約7.5億円減少するものと見込まれる平成33年度以後を見据えて、行政改革の継続的な取組が必要となります。

# 【図表8】 地方交付税の合併算定替加算措置のイメージ図

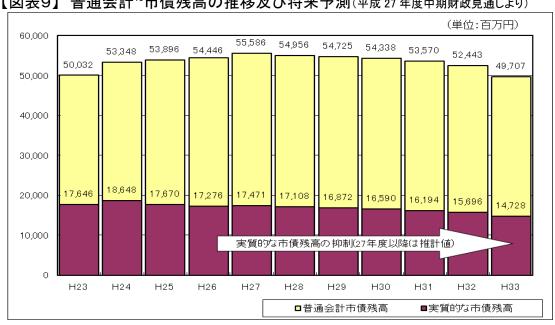


※一本算定額については、平成26年度から5年程度かけて実施される「市町村の姿の変化に対応した 交付税算定」を反映したイメージとしている。

#### (2) 市債残高の動向

「新福知山市まちづくり計画(新市建設計画)12」に基づく市の基幹事業に より、市債残高は一時的に増加しています。今後も、合併特例債をはじめとす る有利な地方債を活用するとともに、普通建設事業費の総量を抑制することに より、市債残高総額及び地方交付税措置分を除いた実質的な市債残高を抑制し、 計画的な市債管理を進めていく必要があります。

# 【図表9】 普通会計13市債残高の推移及び将来予測(平成 27 年度中期財政見通しより)



12 新福知山市まちづくり計画 (新市建設計画):一市三町の合併にあたって、新しい福知山市のまちづくりの方 向性や取り組むべき事業を定めた計画。平成18年度から平成27年度までを計画期間として策定し、その後、 平成32年まで期間を延長している。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 普通会計:地方公共団体が設置する会計には、福祉、土木、教育など通常の行政サービスを行う「一般会計」 のほか、特定の事業目的ごとに設置する「特別会計」がある。「普通会計」とは一般会計と特別会計のうち公営事 業(水道、下水道、国民健康保険、介護保険など)に係る分を除いたものを合計したもの。本市は一般会計、休 日急患診療所費特別会計及び地域情報通信ネットワーク事業が対象となる。

#### (3) 基金残高の動向

基金の総額は平成25年度には約100億円ありましたが、2年連続の水害 に財政調整基金を取り崩して対応したことに加えて、今後の総合的な治水対策 事業や「eーふくちやま」の民間移譲を推進する中で、更なる基金活用も想定 されています。水害等の災害に備えて、財源対策基金14の残高を一定以上確保 することが必要です。



【図表 10】 普通会計基金残高の推移及び将来予測(平成27年度中期財政見通しより)

#### (4) 公共施設の更新問題

福知山市の公共施設は様々な市民ニーズに応じて整備されてきましたが、老 朽化してきたものも多く、改修や維持管理に要する費用が増加する見通しです。

現在の公共施設総量をそのまま更新しようとすれば、図表11に示すとおり、 30年間の総額では1,632億円、年平均では54.4億円が必要となりま すが、財政シミュレーションから公共施設の更新に充てられる投資的経費は年 平均30億円となる見込であるため、約24億円が不足する事態となり、持続 可能な財政構造を維持するには、そのまま更新することは困難です。

※ハコモノ15の更新費は、企業会計による病院及び用途廃止を予定している公共施設を除く合計 44.4 万㎡を対象として試算します。またインフラ16の更新費についても企業会計によるものを除いて試算

このことに加えて、平成24年度に公共施設の運営管理に要した費用の合計 は約59億円で、一般会計歳出総額の13.0%に相当します。

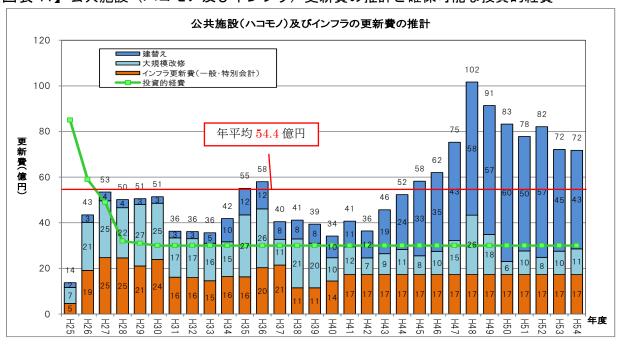
このように、今後の公共施設のあり方が、市の将来の行財政運営において大 きな問題となっている中で、将来確実に訪れる人口減少と、確保可能な投資的 経費の縮小の見通しをふまえ、持続可能なまちづくりの観点から、現在保有し ている公共施設(ハコモノ及びインフラ)の適切な目標量(削減必要量)を定 め、計画的な再配置を推進する必要があります。

<sup>14</sup> 財源対策基金:使用目的を特定せず一般財源として年度間収支の不均衡を調整する役割をもつ基金のことであ り、本市では財政調整基金、減債基金及び合併算定替逓減対策基金がこれに該当する。

<sup>15</sup> ハコモノ:建築物であり、学校や公営住宅、福祉施設など、様々な機能を持った施設のこと。

<sup>16</sup> インフラ (インフラストラクチャーの略):都市基盤のことで、道路、橋梁、河川、上下水道、ガスなど、建 築物以外の施設のこと。

# 【図表 11】公共施設(ハコモノ及びインフラ) 更新費の推計と確保可能な投資的経費



【図表 12】公共施設の管理運営に係る費用(平成 24 年度)

<b>管理運営費用</b> (単位: 百万円)				
事業運営費	維持補修	計		
5,010	899	5,909		

# (5)組織・定員の適正化

第5次行政改革において目標以上の削減を達成したことにより、合併直後の 平成18年度には825人と他の類似団体に比して大きな規模となっていた 一般職員数(消防職員及び市民病院職員を除く。)は、平成27年度には14 7人減の678人まで縮減し、ほぼ適正規模となっています。

財源の縮小が見込まれる今後についても、多様化する行政ニーズに対応できる組織体制を確保しつつ、事務の簡素化・効率化を図るとともに、常に職員定員の適正化を図る必要があります。

# (6) 意識改革に重点をおいた人材育成の必要性

社会経済情勢の変化や厳しい財政状況に対応するため、総合的で広い視野を持ち、経営感覚に富んだ職員の育成が必要です。

# 第2 新たな行政改革の取組にあたって

# 1 新たな行政改革の必要性と基本的な手法

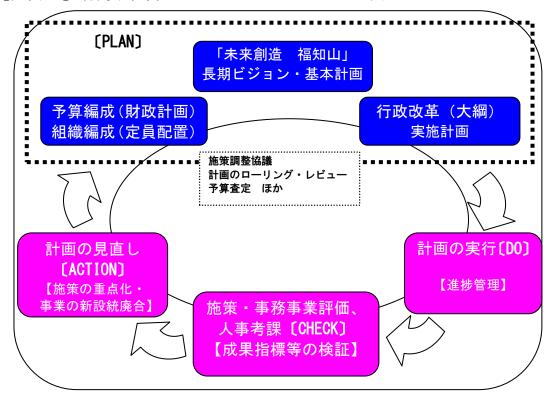
本市を取り巻く課題を踏まえ、今後訪れる人口減少に伴う都市の縮小や逼迫する財政状況など厳しい環境に対応し、市民満足度のさらなる向上を図るためには、限られた経営資源や地域資源を有効に活用し、組織や制度、仕組みなどを時代に合った最もふさわしいものへと変革していく新たな行政改革が必要です。

この行政改革を着実かつ効果的に進めるために、次の手法を基本的な手法として臨むこととします。

#### (1) 行財政経営マネジメントシステムの運用

時代に即応しながら継続的な改善・改革を行うために、行政評価システム<sup>17</sup>により、事務事業評価や施策評価を実施し、評価結果を計画や予算・組織編成に連動させる「行財政経営マネジメントシステム」を運用していきます。

# 【図表 13】 行財政経営マネジメントシステムのイメージ図



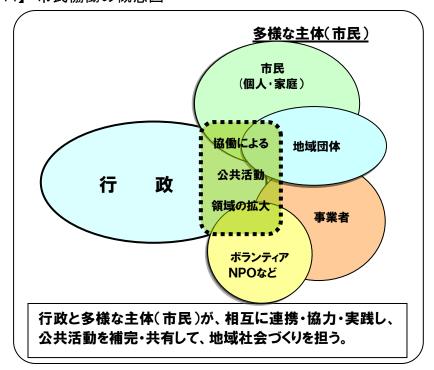
# (2) 市民協働による改革

「市民協働」とは、行政と多様な主体(市民)が、相互に連携・協力・実践し、公共活動を補完・共有していくことです。

多種多様な市民ニーズや複雑化・深刻化する地域課題に対し、均一的・画一的な行政サービスのみでは適切に対応をすることが困難な状況となっている中で、地域課題を解決し目指すべき将来像を実現するには、行政と個人、家庭、地域団体、ボランティア、NPO、事業者等が対等な立場でパートナーシップを確立し、「市民協働」により改革を進めることが求められます。

<sup>17</sup> 行政評価システム:市が実施している政策、施策や事務事業について、具体的な成果指標等を用いてその有効性、効率性、必要性等を評価・検証を行い、次年度以降の政策等の改善を進めるための仕組み。

# 【図表 14】 市民協働の概念図



# 2 改革の目的とテーマ

(1) 改革の目的

現在、人口減少、少子・高齢化、公共施設の更新問題等、多くの課題に直面 しています。これらの課題を解決するためには、改革を継続していく必要があ ります。

また、改革を継続することにより、福知山市を「次世代へつなぐ」ことを目的とします。

#### (2) 改革のテーマ

# 「次世代へつなぐ新たな改革」

#### 3 第6次行政改革大綱の位置付け

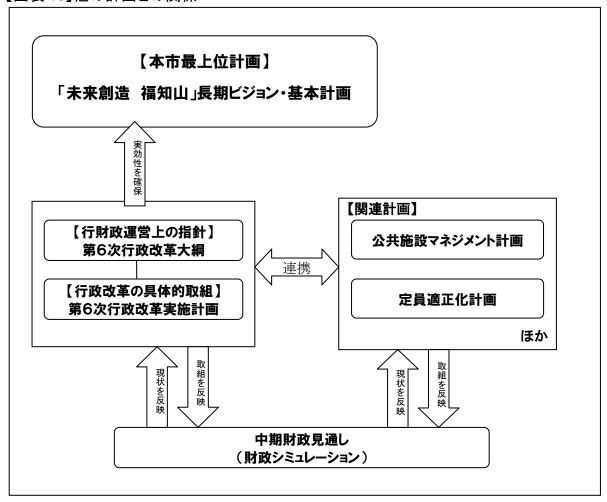
(1)「未来創造 福知山」の政策実現に向けた実効性の確保

「未来創造 福知山」は、福知山市で暮らす様々な人々がそれぞれの思いや願いを自ら実現することのできる、多様性あふれる高次機能都市を目指す計画です。この計画は、20~30年の計画である「長期ビジョン」と、5年間の計画である基本計画(平成28年度~平成32年度)で構成され、総合的・体系的に本市の進むべき方向性を示す、福知山市の最上位計画です。第6次行政改革大綱は、これと連動し、その実効性を行財政運営面から担保するものです。

(2) 大綱に基づく実施計画の策定

具体的な取組を定めた実施計画を策定し、着実な推進を図ります。

# 【図表 15】他の計画との関係



# 4 計画期間

計画期間は、「未来創造 福知山」基本計画の計画期間にあわせ、平成28年度から32年度までの5年間と定めます。

# 第3 改革の基本方針

#### 1 改革の基本方針

第6次行政改革では、4つの改革の基本方針を掲げ、12項目について改革の取組を進めていきます。

# (1) 市民協働による改革(協働による地域経営18の推進)

市民協働によるきめ細かく満足度の高い行政施策と、「公民のパートナーシップに基づく地域経営」を推進します。

透明性が高く信頼される行政を実現するため、情報公開への適切な対応、業務プロセスや意思決定プロセスなど市政に関する情報を積極的に発信し、市民との情報共有を進め、市民参加の拡大や市民意見の反映に努めます。

また、災害等に対する防災力を一層高め、「市民とともにつくる災害に強いまち」を実現します。

# (2) 行政経営<sup>19</sup>の改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進)

子や孫、その子どもたち(次世代)に大きな負担を背負わせず、多様性あふれる福知山市を継承するために、公共サービスのあり方とその提供手法について、選択と集中及び公民連携の考え方等による見直しを行うことで、効果的・効率的な行政経営を行います。

このため、公共施設マネジメントの実施にあたっては、公共施設の維持管理に関する将来の市民負担を可能な限り軽減し、かつ現在の市民サービスを可能な限り維持することを目的として、人口や財政など本市の将来見通しを見極め、公共施設の老朽化や利用状況などに関する現状と問題点を客観的に分析・把握することを通じて、公共施設の最適な再配置(更新・統合・移譲・廃止)と効果的な管理運営の方針を明らかにし、その実現に向けての抜本的な取組を確実に実施します。

# (3) 財政経営20の改革(持続可能な財政基盤の構築)

社会保障費の増大や合併特例期間の終了を見据え、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立し、将来の世代に負担をかけないために、人件費を含む歳出の節減、歳入の確保等に積極的に取り組みます。

# (4) 人材育成・組織改革(課題への対応力を強化する体制づくり)

多様化する市民ニーズに対応するためには、職員の経営に対する認識を高めながら組織の目的・目標の共有等を行い、あらゆる課題への対応力を強化し、縦割ではなく、横断的に連携をとって対応する必要があります。そのために、縦割業務的な意識の改革、横断的な組織、広域連携等の柔軟な体制の整備を進めます。

<sup>18</sup> 地域経営:地域の魅力や価値を高め、持続可能な地域づくりを行うこと。

<sup>19</sup> 行政経営:行政の持つ施設・人等の資源をもって公共サービスを提供すること。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 財政経営:歳入予算と歳出予算をもって計画的に行う行政による資金運営のこと。

# 2 取組事項

2 取租事項	
基本方針1 市民協働に	よる改革(協働による地域経営の推進)
取組事項	取組の方針と具体的事項
役割分担に基づく市 民協働の推進	【取組の方針】 地域コミュニティ組織等の市民活動団体の育成支援を行う とともに、市民と行政が相互にその役割と責任を果たす仕組み づくりを行います。
	【具体的事項】 ■住民自治の新しい仕組みづくり(地域協議会制度など)
透明性の高い市政の運営	【取組の方針】 迅速で分かりやすい情報公開により市民への説明責任を果たし、市政情報の共有化・透明化を進め、市民から信頼される市役所であり続けます。
	【具体的事項】 ■SNSの活用及び公開データのオープンデータ化
市民とともに構築す る防災対策の充実・ 強化	【取組の方針】 災害等の危機に的確に対応するため、公助との連携による自助・共助を基本とした地域防災力の強化を進めます。
	【具体的事項】 ■自主防災組織の育成と連携体制の確立 ■自主防災組織地域防災マップの作成

基本方針2	
行政経営の	改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進)
取組事項	取組の方針と具体的事項
質の高い行政サービ スの提供	【取組の方針】 選択と集中により質の高い行政サービスの提供を目指します。
	【具体的事項】 ■個人番号カードの活用による利便性の確保
公民連携手法等による公共サービスの提供	【取組の方針】 公民連携手法の考え方により、包括民間委託、指定管理者制度、PFI、民営化等を活用することにより、多様化する市民のニーズに的確に対応し、限られた財源の中で効率的な行政運営を行います。行政の範囲や役割を見直し、行政サービスの水準を維持しながら民間活力を取り入れ、市の関与を適正なものとするとともに、民間運営に対する成果の検証を検討します。 【具体的事項】 ■公共施設の民間利用促進
公共施設適正化の推進	【取組の方針】 地域生活圏ごとの地域特性、市域全体におけるサービスの均衡、将来的なコスト等に着目し、公共施設の優先度を明確にした上で、①公共施設に偏りがないか、②同じ機能を持つ施設が近隣にないか、③民間に任せられないか、④利用ニーズは高いか、⑤規模は適正か、⑥老朽化や利便性は、⑦将来の利用需要は、などの視点により、施設の統廃合や有効活用などを検討し、市民意見の把握と十分な説明を行いながら適正配置を進めます。  【具体的事項】 ■公共施設マネジメントの推進

基本方針3	
財政経営の	改革(持続可能な財政基盤の構築)
取組事項	取組の方針と具体的事項
中長期見通しによる	【取組の方針】
財政マネジメントの	早めに課題を認識し対応していくため、中長期の見込みを算
強化	出し、財政を総合的かつ計画的に管理していきます。
	【具体的事項】 ■中期財政見通しの策定・公表・活用 ■合併特例期間終了後の財政健全化の推進
歳出の節減	【取組の方針】 歳出の節減を図るため、行政評価システムを積極的に活用 し、事業の見直しや選択を行うことで公営企業・特別会計も含 めた市全体の財政の健全性を維持します。
	【具体的事項】 ■行政評価システムを活用した事業の見直し
歳入の確保	【取組の方針】 市税等の徴収率の向上や利用者負担の原則による市民負担 の見直しなどにより自主財源の確保に努めます。
	【具体的事項】 ■利用者負担の原則に基づく使用料等の適正化 ■ふるさと納税の推進 ■市有地等の財産売却の促進 ■市税等の収納率向上

基本方針4 人材育成・糾	織改革(課題への対応力を強化する体制づくり)
取組事項	取組の方針と具体的事項
効率的で効果的な行 政体制の確立	【取組の方針】 効率性が高く時代に即応した簡素で柔軟性のある組織・機構 の整備を進めます。 【具体的事項】 ■定員の適正化
広域連携による新た な取組の推進	【取組の方針】 広域的な自治体連携等の推進により、効率的・効果的な行政サービスを実施します。  【具体的事項】 ■広域での職員研修実施
意識改革に重点をおいた人材育成の推進	【取組の方針】 積極果敢に挑戦し、総合的で広い視野を持った経営感覚に富んだ人材の育成を進め、職務能力の向上等に取り組みます。 【具体的事項】 ■職員の市政運営に対する意識向上

# 3 目標設定

(1)削減目標の設定

• 削減額21 8.6億円(うち一般財源額 8.5億円)

32.9億円(うち一般財源額 32.5億円) 削減効果額<sup>22</sup>

 将来削減額<sup>23</sup> 162.2億円

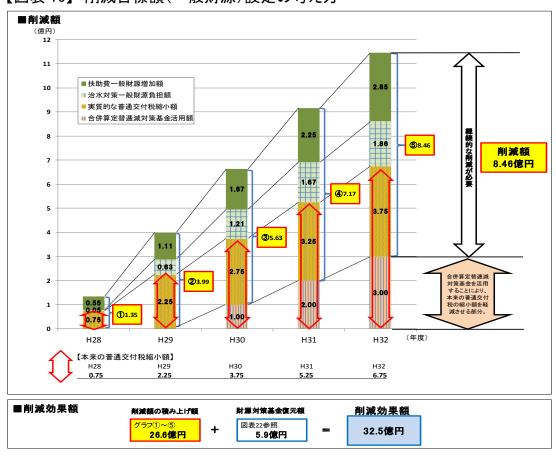
第6次行政改革における削減目標の設定に当たっては、合併算定替基金活用 後の実質的な普通交付税縮小額が3.8億円であること、総合的な治水対策及 び扶助費の伸び(平成27年度中期財政シミュレーションによる)に係る経費 を4.8億円見込むことから、削減額の目標を8.6億円(うち一般財源額8. 5億円)とします。

さらに、財源対策基金残高(合併算定替逓減対策基金除く)を今回の行政改 革期間中に平成24年度末の額まで復元するためには、5.9億円の一般財源 が必要となることを踏まえ、5年間の計画期間中の削減効果額(削減実績の累 計額)を32.9億円(うち一般財源額32.5億円)として目標に定めます。 また、今回の改革のテーマにある「次世代へつなぐ」ための取組として、公 共施設マネジメントや施設の長寿命化対策を推進することに伴い、将来的に不

削減の実現に当たっては、基本方針に従って市の全事業について改革を進め るものですが、中でも「公共施設マネジメントの推進」及び「職員の適正配置」 を中心的課題として取り組みます。

要となる更新費等の削減額を「将来削減額」として目標設定します。

# 【図表 16】 削減目標額(一般財源)設定の考え方

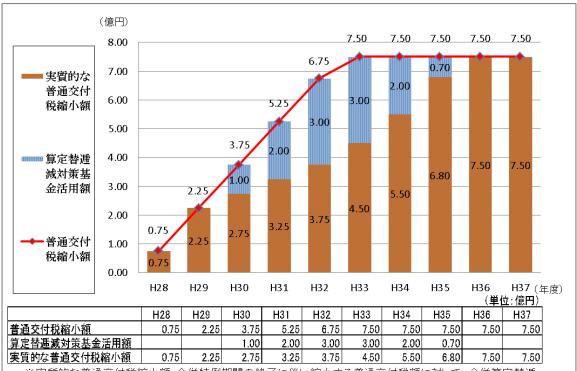


<sup>21</sup> 削減額:次年度以降も効果が継続する1年度あたりの経常的な削減(又は収入)額。

<sup>22</sup> 削減効果額:経常的な削減(又は収入)額と土地売却収入等の一時的な削減(又は収入)額の、今回行政改革 期間内における累計額。

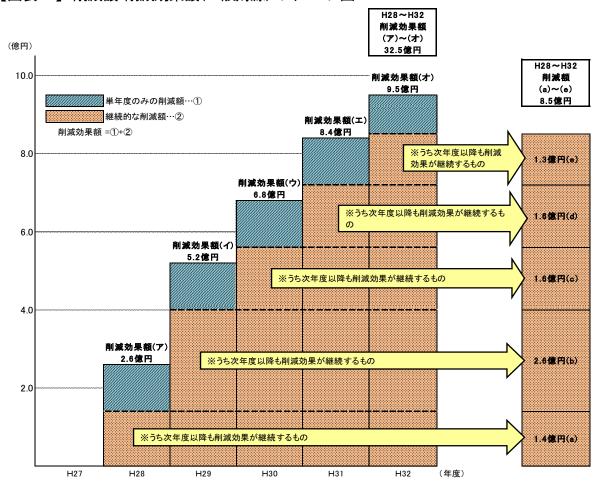
<sup>23</sup> 将来削減額:公共施設マネジメント実施計画(短期5年)に規定する基本方針期間(長期30年)の間に削減 される更新費と橋りょう等の各施設長寿命化計画に規定するライフサイクルコスト削減額の合算額。

# 【図表 17】 図表 16 における実質的な普通交付税縮小額の考え方



※実質的な普通交付税縮小額:合併特例期間の終了に伴い縮小する普通交付税額に対して、合併算定替逓減対策基金を取り崩し補てんした後の縮小額。

# 【図表 18】 削減額・削減効果額(一般財源)のイメージ図



#### ア 公共施設マネジメントの推進

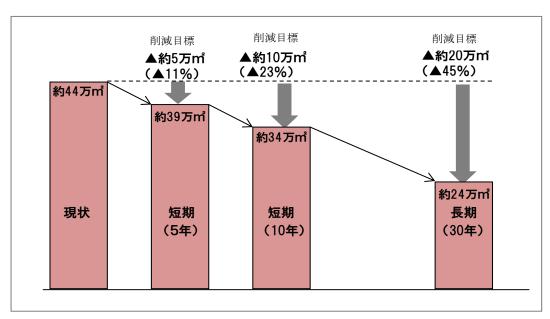
·公共施設延床面積 5万㎡削減

福知山市の公共施設マネジメントは、将来の人口や財政の枠内で持続可能な自治体経営を行うため中長期を見通し、公共施設の将来フレームを見定め、施設総量を削減していくものです。

この公共施設の将来フレームとは、中長期にわたる財政見通しから、今後30年間において現在の施設床面積の40%の削減を図るものですが、これは公共施設サービスのあり方の見直しにより達成できるものであり、その効果は将来の施設更新費の削減だけにとどまらず、施設の運営手法の見直しやサービス提供のあり方の見直しをあわせて行うことによるサービスコスト(管理費・人件費)の削減にもつながるものです。

このためには、①ムダの解消、②施設重視から機能重視への転換、③市民協働による再配置、の3つの考え方を基本として、公共施設の現状を評価し、公共施設の再配置を推進しなければなりません。

このように、福知山市の公共施設マネジメントは、施設総量の削減を目標値として掲げ、公共施設の再配置を推進すると共に、公共施設サービス自体も見直し、現在及び将来の世代にとってより望ましい水準のサービス提供の実現を目指して実施します。



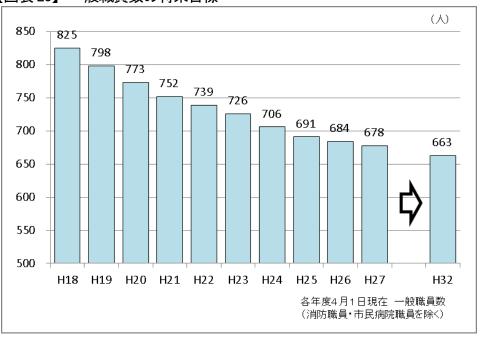
【図表 19】 公共施設延床面積の段階的な削減目標

#### イ 職員の適正配置

一般職員数 15人削減

第5次行政改革において目標以上の削減を達成したところですが、経常経費の削減を目的に行う事務事業の見直しと組織機構の効率化を推進する中で、今後5年間で更に15人の削減と適正配置を目指します。ただし、消防職員・市民病院職員は除きます。

# 【図表 20】一般職員数の将来目標



# (2) 将来負担比率に関する数値目標

・平成32年度の指標 平成26年度決算数値以下

将来負担比率は、地方財政健全化法が定める指標の一つであり、市債のうち地方交付税で措置される分を除いた市の実質的な市債残高など、将来支払う可能性のある負担額を指標化したもので、この比率が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が大きいことを示します。

今後の財政運営に当たり、5次行革から引き続き、有利な地方債の活用と適切な償還管理などにより、5年後の本指標を平成26年度数値105.5%以下となるよう目標設定を行います。

【図表 21】 将来負担比率の将来目標



#### (3) 基金残高に関する数値目標

・財源対策基金の残高 平成24年度末残高(合併算定替逓減対策基金除く)

平成25、26年度の大規模水害においては、合わせて16億円を財政調整基金から繰り入れたところですが、これは平成24年度末において約40.9億円の財源対策基金(合併算定替逓減対策基金除く)を保有していたことにより可能であったといえます。

今後は、総合的な治水対策事業や「eーふくちやま」の民間移譲、福知山公立大学の設置等、財源対策基金の活用も想定される懸案事項を推進する中ですが、災害に強いまちづくりの一環として、2年連続の大規模水害前の平成24年度末程度の財源対策基金残高(合併算定替逓減対策基金除く)を目指します。



【図表 22】 財源対策基金(合併算定替逓減対策基金残高除く)の将来目標

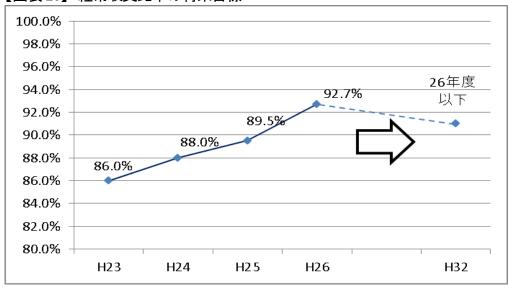
#### (4)経常収支比率に関する数値目標

・平成32年度の指標 平成26年度決算数値以下

市税や普通交付税など使い道が自由な一般財源に対する、必ず支出しなければならない義務的経費(人件費、扶助費、公債費など)の割合であり、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示します。

合併算定替の特例期間終了後も、市長マニフェスト等の政策的事業を実現し、また「次世代へつなぐ」ための基金積立等の先行投資を行う財政的余力を残す数値として、5年後の本指標の目標数値は、平成26年度数値92.7%以下とします。

# 【図表 23】経常収支比率の将来目標



# 4 実施計画の進捗管理

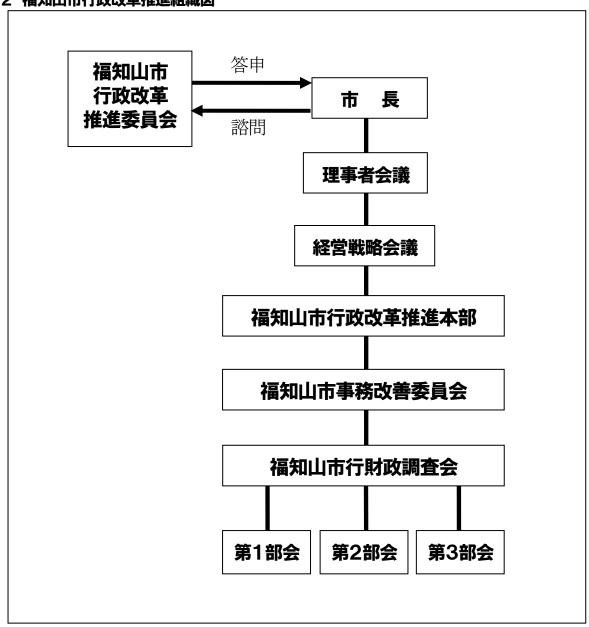
実施計画に定める項目のうち、削減額を設定している項目については計画的に推進するとともに、削減目標の設定のない項目についても、毎年次の進捗管理を行うことで、行政改革全体の達成状況をわかりやく示すよう努めます。

# 第4 改革の推進体制

# 1 推進体制

改革の着実な実施のため、市長公室長を本部長とする「福知山市行政改革推進本部」 を設置し、その下で、全職員が改革の意義を十分に認識し各部・課において主体的な取 組を実行していきます。

# 2 福知山市行政改革推進組織図



# 3 市民とともに改革を進めるために

第6次行政改革の推進に当たっては、市民の理解を得ながら、市民とともに改革を進めていく必要があります。

そのため、広報の充実と工夫により毎年度の改革の進捗状況や成果を市民にしっかり と説明して情報共有を行い、相互理解を深めていくこととします。

# 第5 資料

#### 福知山市行政改革推進委員会規則

昭和60年6月28日 規則第8号

改正 平成 2 年12月21日規則第26号 平成14年 3 月29日規則第33号 平成17年12月27日規則第45号 平成21年 3 月31日規則第34号 平成23年 3 月31日規則第34号 平成25年 3 月29日規則第56号

(目的)

第1条 この規則は、福知山市附属機関設置条例(昭和28年福知山市条例第29号)第2条の 規定に基づき、福知山市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。 (任期)
- 第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月21日規則第26号)

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第33号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月27日規則第45号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第34号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第34号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第56号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 福知山市行政改革推進本部設置要綱

昭和60年6月1日訓令甲第5号

(目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現をめざし、行政改革の推進を図るため、福知山市行政改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
  - (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、市長公室長、危機管理監、地域振興部長、総務部長、財務部長、福祉保健部長、健康推進室長、市民人権環境部長、環境政策室長、人権推進室長、農林商工部長、土木建設部長、会計室長、消防長、上下水道部長、教育部長、教育理事、議会事務局長、監査委員事務局長、市民病院事務部長をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 2 本部長は、市長公室長とし、副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を統括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長が、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。 (庶務)
- 第6条 推進本部の庶務は、市長公室企画課において処理する。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

# 第6次福知山市行政改革推進委員会 委員名簿

(敬称略)

役職		E	<b></b>	(37,1,47)
委員長	奥	田	省	<u> </u>
副委員長	菊	田	学	美
委員	加	藤	好	雄
IJ	佐	金	美 弥	子
IJ	友	次	秀	王
IJ	典中	島	永	子
IJ	仁	張	直	敏
"	松	本		博
IJ	三	ツ 沿	也典	文

# 第6次福知山市行政改革大綱 策定経過

平成27年4月13日	第6次福知山市行政改革策定方針策定
4月13日	第1回 事務改善委員会
4月13日	第1回 行政改革推進本部会議
4月27日	第1回 行財政調査会
5月25、26日	第2回 行財政調査会
5月29、6月 1日	第3回 行財政調査会
6月 1日	第2回 行政改革推進本部会議
6月 8日	第3回 行政改革推進本部会議
7月24日	第4回 行政改革推進本部会議
8月26日	第1回 行政改革推進委員会(諮問)
8月27日	大綱案に係るパブリックコメント募集 (10月19日まで)
9月 2日	市議会全議員協議会説明
9月30日	第2回 行政改革推進委員会
10月13日	第3回 行政改革推進委員会
10月27日	第4回 行政改革推進委員会
11月 6日	第5回 行政改革推進委員会 (答申)
12月 7日	第6次福知山市行政改革大綱策定

福知山市長 松山正治 様

福知山市行政改革推進委員会 委員長 奥田 省三

第6次福知山市行政改革大綱(案)について(答申)

平成27年8月26日付企画発第41号で諮問のあった、第6次福知山市行政改革大綱(案)について、下記のとおり答申します。

記

福知山市は、これまで5次にわたる行政改革に取り組み、その成果を時代に 即したまちづくりの進展に活かしてきました。

全国的には、今後、少子高齢化が一層進行し、特に地方都市においては急速な人口減少が予想されていますが、本市も例外ではなく、将来の人口減少が懸念される中、平成28年度から平成32年度を計画期間とする「未来創造 福知山 基本計画」、さらには地方創生や人口減少の克服に向けた指針となる「福知山市人口ビジョン」と「福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生総合戦略」を策定し、積極的な施策展開により、この難題に立ち向かおうとしているところです。

これら計画に位置づけられる施策を実現し、持続可能な福知山市政を担保するためには、さらなる行政改革の取組を推進させることが肝要であり、当委員会は、諮問を受けた第6次福知山市行政改革大綱(案)について審議を重ねてきました。

福知山市は合併から 10 年目を迎え、歳入面では合併に係る財源特例措置が縮小し、歳出面では治水対策、 e ーふくちやま事業、公立大学開学などの大規模事業を抱え、厳しい財政運営が懸念されることも確認したところですが、審議を通じて、第6次福知山市行政改革大綱(案)は、「次世代へつなぐ新たな改革」を改革のテーマとして掲げ、公共施設マネジメントの推進等困難な課題へも果敢に挑戦していく強い意思のもと、次世代に大きな負担をかけないための取組が網羅されており、方向性や内容等について概ね評価できるものと認め、所要の修正を施し、かつ次の提言を加えて答申とします。

# 【委員会からの提言】

# 1 全般的事項

- (1) 平成28年4月に開学する福知山公立大学においては、教員の充実、 学生の確保を早急に行い、一日でも早く運営を軌道に乗せていただき たい。また、安易な公費投入による継続は厳に慎むこと。
- (2)各種施策等を市民へ周知・広報する場合は、分かりやすい内容を心がけること。
- (3) 効果的な手法により、多様な市民の意見を広く収集することに努め、各種施策等に反映すること。
- 2 市民協働による改革(協働による地域経営の推進)
  - (1) 市民が主体の市民協働を進めること。ただし、市民への負担の押し付けとならないように推進すること。
- 3 行政経営の改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進)
  - (1)公共施設マネジメントは、将来の福知山市にとっては避けて通れない 重要な取組であり、職員の意識向上を図りながら、市民の十分な理解 のもとスピーディかつ着実に推進すること。
  - (2)図書館の運営について、公民連携手法等の検討を行う中で、月曜日の 開館についても検討すること。
- 4 財政経営の改革(持続可能な財政基盤の構築)
  - (1)企業誘致にあたっては、経済情勢・設備投資の動向を見極め、従来以上の誘致を実現し税収増を図ること。
  - (2) ふるさと納税について、先進他市の例を研究し、推進体制・広報等の工夫により、更に大きな収入目標をたてること。
- 5 人材育成・組織改革(課題への対応力を強化する体制づくり)
  - (1)職員の意識改革は、大変重要なことであると考えることから、しっかりと取り組むこと。
  - (2) 多様な働き方が選択でき、時間外勤務の縮減も期待できるテレワーク 制度の導入について研究・検討すること。

#### 6 その他

(1) 市議会議員の定数については、市議会の英断により類似団体に先駆けて議員定数の削減を検討されたい。

# 第6次福知山市行政改革大綱 (平成27年12月策定)

発行 福知山市

編集 市長公室 企画課 TEL 0773-24-7030 FAX 0773-23-6537

E-mail kikaku@city.fukuchiyama.lg.jp http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/